

「世界と伍する研究大学の実現に向けた 制度改正等のための検討会議」の 検討状況について

令和3年12月10日
文部科学省

世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等のための検討会議

趣 旨

CSTI「世界と伍する研究大学 専門調査会」の中間とりまとめにおいて、「実際の制度改革等の在り方については、関係府省庁で検討を行い、本専門調査会の最終とりまとめに反映していく」こととされたことを踏まえ、「特定研究大学制度(仮称)」を含む制度改革事項について必要な検討を行う。

※研究振興局及び高等教育局との共同設置

検討事項

(1)世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革について

- ・新たな大学制度（特定研究大学制度(仮称)）の構築
- ・世界と伍する研究大学におけるガバナンス
- ・世界と伍する研究大学に係る規制緩和等

(2)国立大学法人のガバナンス改革・規制緩和の推進等について

開催状況

◆第1回：9月7日

- 特定研究大学（仮称）に求められるガバナンス①

◆第2回：10月14日

- 特定研究大学（仮称）に求められるガバナンス②
- 特定研究大学（仮称）に係る規制緩和等①
- 特定研究大学（仮称）の指定・評価①

◆第3回：11月10日

- 特定研究大学（仮称）に求められるガバナンス③
- 特定研究大学（仮称）に係る規制緩和等②
- 特定研究大学（仮称）の指定・評価②

◆第4回：11月25日

- 特定研究大学（仮称）の構築に向けて

◆第5回：12月24日（予定）

構成員

上山 隆大	総合科学技術・イノベーション会議議員（常勤）
太田 誠	株式会社日立製作所 顧問
金丸 恭文	フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長 グループCEO【座長】
篠原 弘道	日本電信電話株式会社取締役会長、 総合科学技術・イノベーション会議議員（非常勤）
高橋真木子	金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授
橋本 和仁	国立研究開発法人物質・材料研究機構理事長、 総合科学技術・イノベーション会議議員（非常勤）
林 隆之	政策研究大学院大学教授
松尾 豊	東京大学大学院工学系研究科教授
山本佳世子	株式会社日刊工業新聞社論説委員兼編集委員

法制度ワーキングチーム

※法制度に関する専門的・技術的事項について検討

尾崎 安央	早稲田大学法学学術院教授
土井 真一	京都大学大学院法学研究科教授
山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(参考) 世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等

(出典) 総合科学技術・イノベーション会議 世界と伍する研究大学専門調査会「世界と伍する研究大学の在り方について(中間とりまとめ)」

V. 世界と伍する研究大学実現に向けた制度改革等

○以上、I～IVで述べた方向性で、「世界と伍する研究大学」を実現するに当たっては、既存の大学制度の仕組みを改善・発展させるとともに、大学の自由裁量を高めていく観点から、以下のような制度改革等が必要となる。実際の制度改革等の在り方については、関係府省庁で検討を行い、本専門調査会の最終とりまとめに反映していく。

1. 新たな大学制度(特定研究大学制度(仮称))の構築

○「世界と伍する研究大学」については、既存の大学制度と異なる形で政府との関係が構築される必要があることや、その実現に向けて大学ファンド(仮称)をはじめとした施策を一体的に進めていくことが必要であり、既存の国立大学法人制度、公立大学・公立大学法人制度、学校法人制度の特例として、トップクラスの「世界と伍する研究大学」に特化した仕組み(特定研究大学制度(仮称))を構築することが適当である。

○特に国公立大学法人においては、国や地方公共団体との間の中期目標・中期計画とそれに伴う評価の仕組みについて簡素化を行うとともに、事業成長のアウトカムへのコミットなど、数個の厳選したアウトカム指標を基調とした目標・計画・評価の仕組みとすることが必要である。

○ステークホルダーとしての国の関与も必要であり、アドバイザリーボード(仮称)のような仕組みを設けることが必要である。(特に国立大学についてはII.5.を参照)

○その他、新たな制度の対象となる大学(法人)に対して高度な自律性や自主裁量を与えるという観点から、当該大学(法人)の性質や関係法令を踏まえ、例えば教育組織の新設改廃や定員設定についての国の関与や認証評価等の評価との関係について整理を進める。また、寄附を促進する観点からの税制改正、産学連携を推進する観点からの知的財産権の取得等の促進に向けた検討も必要である。

(参考) 世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等

(出典) 総合科学技術・イノベーション会議 世界と伍する研究大学専門調査会「世界と伍する研究大学の在り方について(中間とりまとめ)」

○また、国公立大学法人については高度な自律性や自主裁量を発揮する上での法制上の制約も存在し、例えば、以下の方向性で検討することが必要である。また、法令によらない通知等で実質的な規制が課されているとの指摘もあり、その見直しも同時に必要である。

- ・ 基金への積立を可能とする仕組みの創設 (既存の積立金制度との関係整理含む)
- ・ 基金制度導入を踏まえた会計制度の在り方
- ・ 授業料の設定の柔軟化
- ・ 長期借入れや大学債券の発行における要件の緩和 (対象事業の拡大、償還期間の更なる長期化、リファイナンス、償還財源の多様化等)
- ・ 大学所有資産の活用における認可の緩和
- ・ 資産運用を主目的とする子会社の設置

2. 国公立大学法人における合議体の設置等

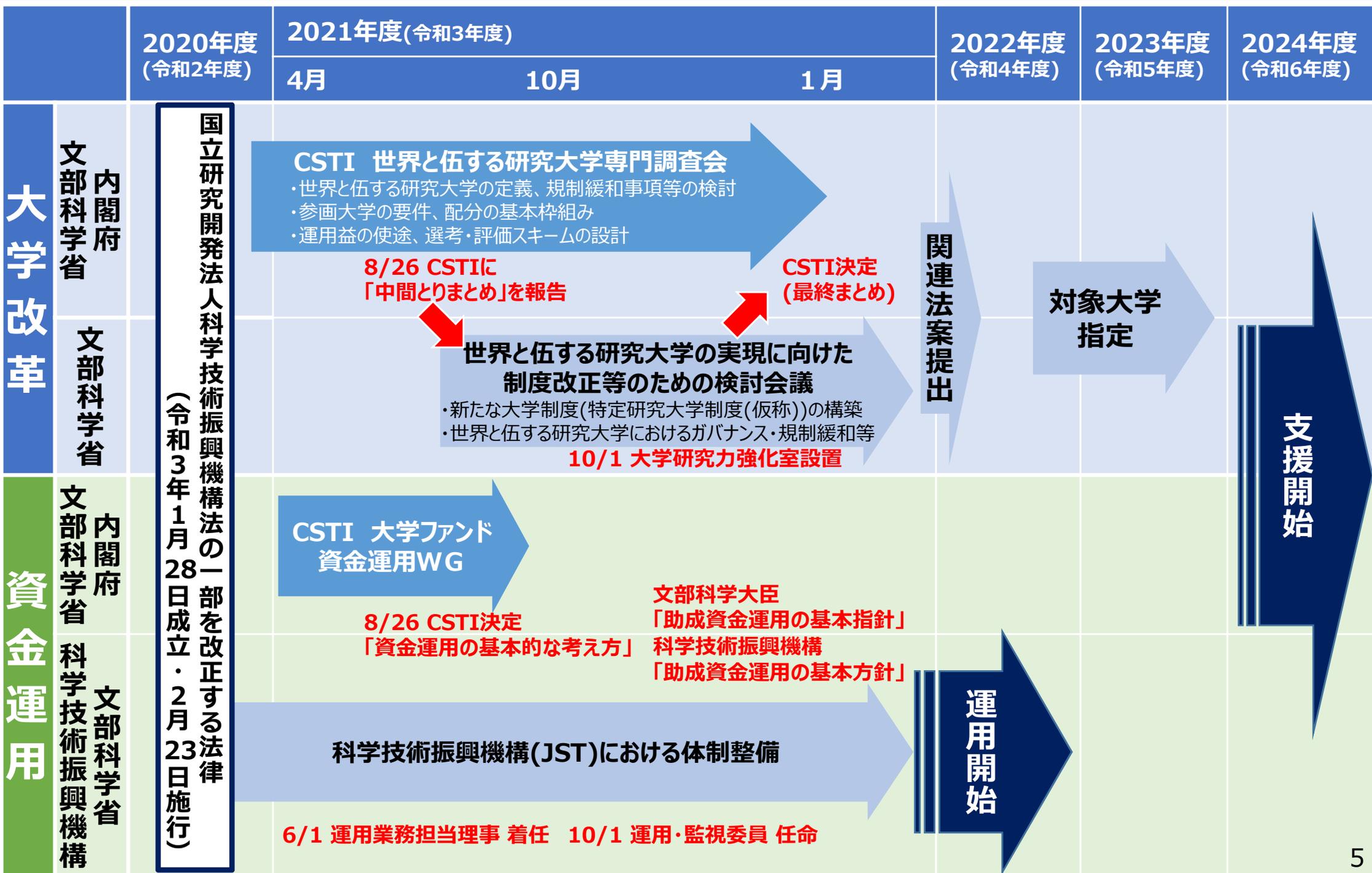
○国立大学法人については現状、理事長または学長が法人の長として業務を総理する権限が与えられており、合議体によるガバナンスを前提としておらず、合議体の導入に当たっては、既存の法制度の見直しが不可欠であり、具体には、IIで記載したような役割を果たす合議体の設置を可能とする法改正を行うことが求められる。

○その際、以下についてより具体的な内容を明確化する必要がある。

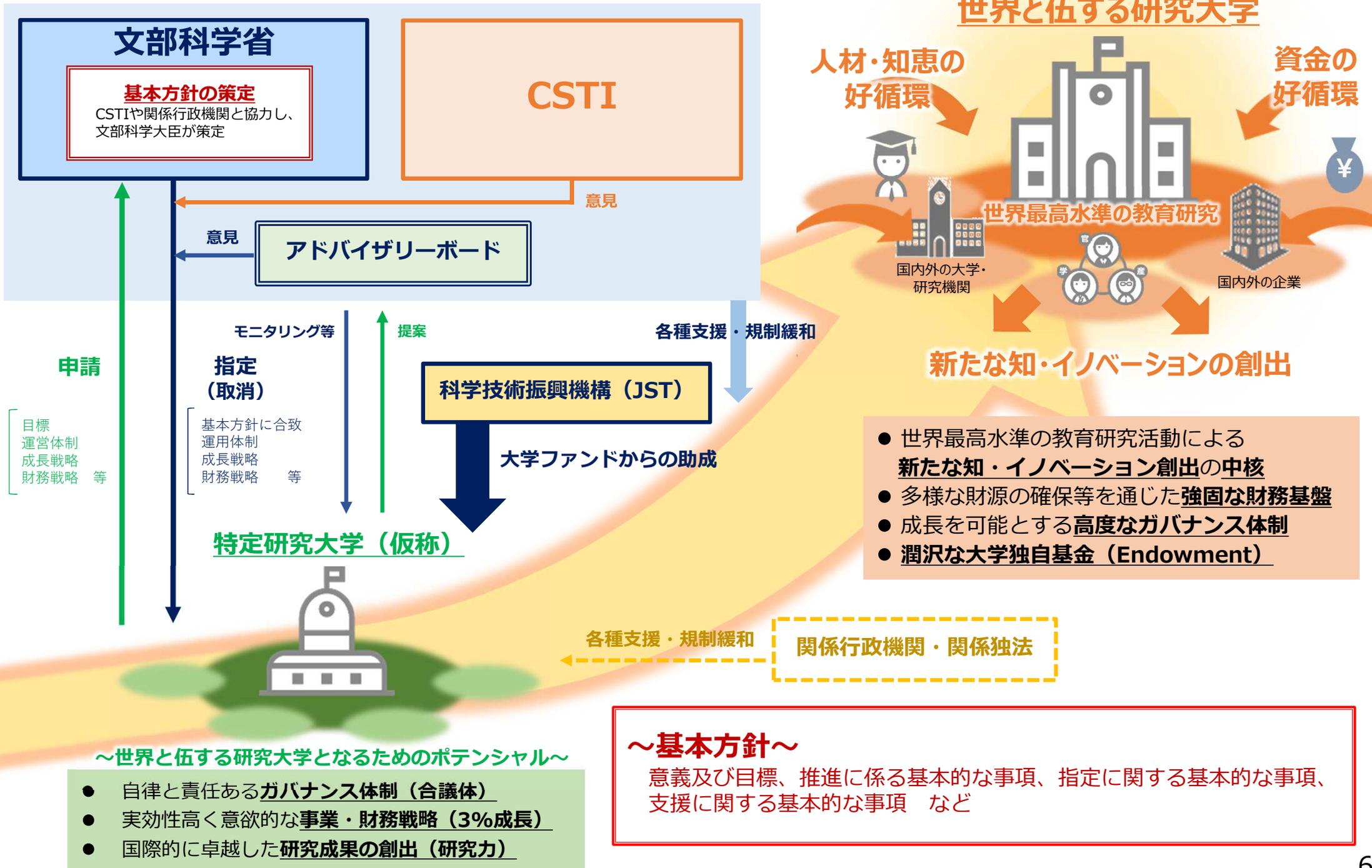
- ①新たに導入する合議体の権限について、大学の長の選考や重要事項の決定権を与えることが想定されるが、重要事項にはどの程度の内容を含むべきか、また、合議体の長の責任と権限はどうあるべきか。
- ②合議体の構成員について、民間企業と異なりコモンズである大学の特性を踏まえ、外部のステークホルダーの意向を反映するという趣旨と、教学に関する事項は教職員の意向を踏まえることが必要というバランスの中で、合議体の構成員の具体的な構成をどう規定するか。
- ③合議体が健全にその機能を果たしていくため、給料を含めたインセンティブやその活動に対する評価の仕組みをどのように構築していくか。

○一方、公立大学法人については、地方団体の組織のあり方は可能な限り地方団体の任意の判断に委ねるべきという地方独立行政法人法の趣旨を尊重した検討が必要である。

大学ファンド創設に関するこれまでの進捗と今後のスケジュール



特定研究大学制度（仮称）に関する全体像（イメージ）



特定研究大学制度（仮称）に関する全体像

（１）基本方針の策定

- 特定研究大学制度（仮称）について、その意義や目標、推進に係る基本的な事項、指定（取消）に関する基本的な事項（求めるガバナンス、財務基盤の強化策、研究力等）、支援に関する基本的な事項などを定めた基本方針を、C S T Iや関係行政機関と協力し、文部科学大臣が策定。

（２）指定・モニタリング・評価

- 基本方針に基づき、「世界と伍する研究大学」にふさわしいポテンシャルを有すると認められる大学を、C S T Iの意見を聴いた上で、文部科学大臣が指定。
- 文部科学省が、C S T Iと連携しつつ、モニタリング・評価を実施。

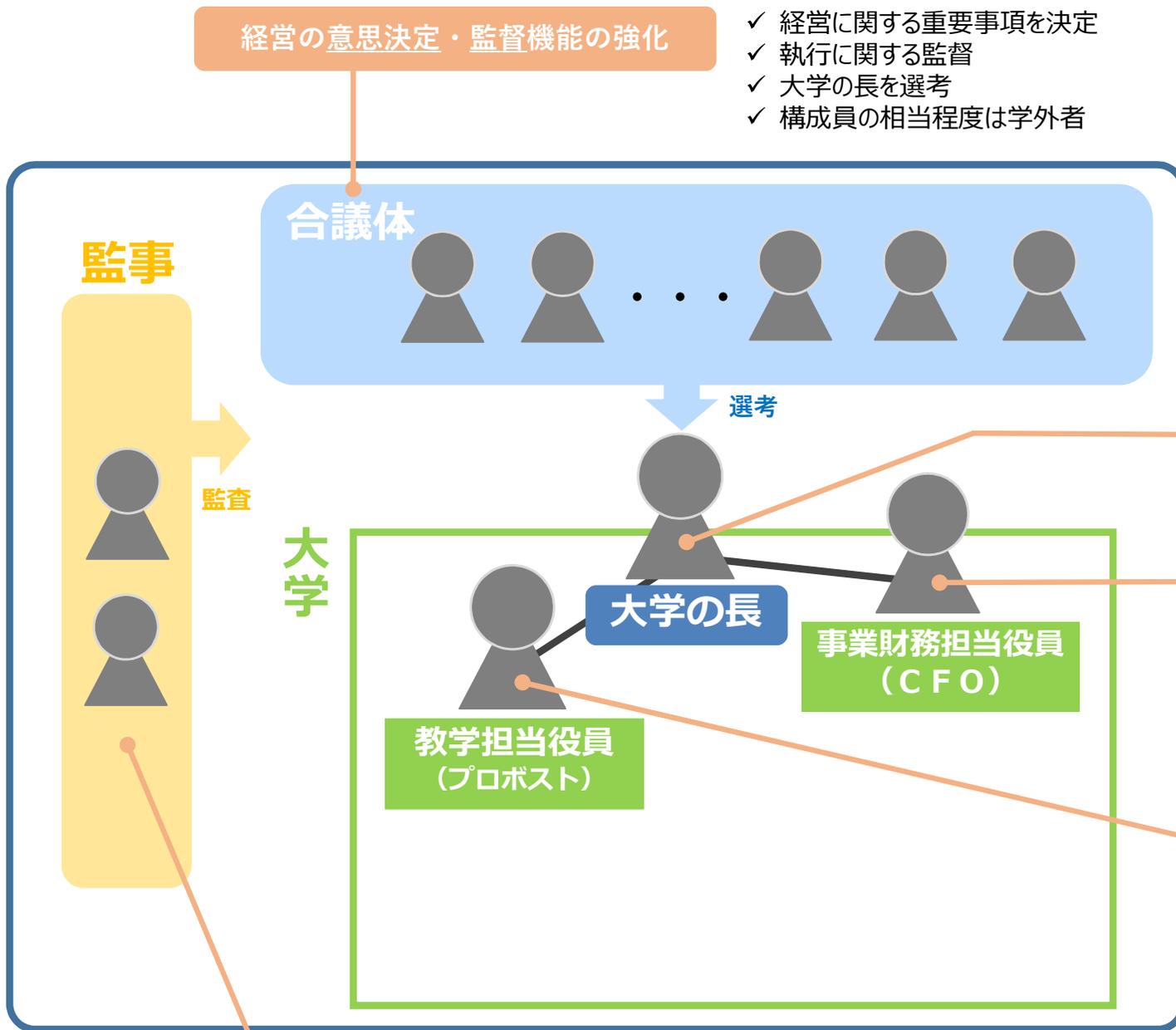
（３）特別の措置（規制緩和等）

- 指定された大学に対して、大学ファンドからの支援を行うとともに、大学独自基金（Endowment）の充実など、大学が経営の自律性を高めるために必要な特別の措置を講じる。

1. ガバナンスについて
2. 指定・モニタリング・評価について
3. 規制緩和等について

特定研究大学（仮称）におけるガバナンス（イメージ）

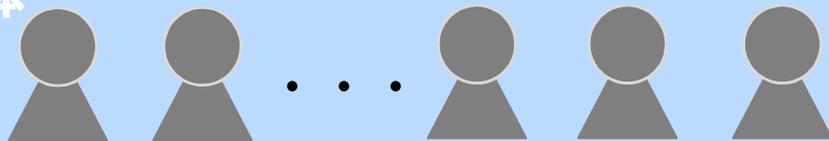
法人



経営の意思決定・監督機能の強化

- ✓ 経営に関する重要事項を決定
- ✓ 執行に関する監督
- ✓ 大学の長を選考
- ✓ 構成員の相当程度は学外者

合議体



選考

経営と教学の役割分担

- ✓ 経営的資質を有し、大学経営の自律性を高めるための様々な取組を実行し、特定研究大学（仮称）のミッションの達成を目指す
- ✓ 教学担当役員（プロポスト）や事業財務担当役員（CFO）と緊密に連携

監査

大学

大学の長

事業財務担当役員
(CFO)

教学担当役員
(プロポスト)

経営の執行機能の強化

- ✓ 大学の長のリーダーシップの下、多様な財源を確保し継続的な財政基盤の強化を図る

経営と教学の役割分担

- ✓ 大学の長のリーダーシップの下、優秀な研究者の獲得や研究環境の整備など教学機能の強化を図る

内部監査システムの強化

- ✓ 合議体とその構成員への監査
- ✓ 執行部への監査
- ✓ 定期的に合議体の議論にも参画

特定研究大学（仮称）におけるガバナンス

1. 合議体

【特定研究大学（仮称）のミッション】

- 特定研究大学（仮称）においては、世界最高水準の教育研究活動による知・イノベーションの創出に加え、時代の要請に応え世界で活躍できる人材の輩出、人類が直面するグローバル課題の解決や新産業の創出などによって人材・知恵・資金などの好循環を生み出し成長することで、社会変革を牽引する中核となることが求められる。
⇒これらを実現していくためには、優れた人材の集積や世界一流の研究環境の構築、研究活動の国際化、研究インテグリティの確保などが必要。学問の新分野を開拓していくためには、それを支える多様な財源の確保等を通じた強固な財務基盤の確立により、使途の制約のない資金を生み出し、大学経営の自由裁量の幅を広げることが不可欠。

【合議体のミッション】

- このような前提を踏まえれば、特定研究大学（仮称）における自律的経営を実現するためには、経営力や国際力、教育研究力等の総合力を向上させることが必要。そのためには、学長一人の指導力のみならず、経営や国際、教育研究の専門性を持つ者を集めて経営方針を充実していくことが必要であるとともに、中長期の成長戦略にコミットするために安定的・継続的な経営方針を維持・充実することが望ましく、大学のミッションに基づき、世界中の多様なステークホルダーとの対話、長期的な視点での経営戦略の策定と先導、大学ファンドからの支援をはじめとした財源の多様化に対応した利益相反の管理など組織的なコンプライアンス体制の確保・強化といった経営に係る意思決定機能や執行に関する監督機能の強化が必要。
⇒合議体における意思決定は、大学を取り巻く様々なステークホルダーの識見を活用し、執行と監督の緊張関係を確保する観点から、合議体の構成員のうち相当程度は学外の人材とし、構成員は、その権限に応じた責任を有する。
⇒構成員の選考については、執行に関する監督機能を強化するという合議体のミッションを体現する形で行われるべき。
⇒合議体は、事業・財務戦略の策定など、大学経営に関する重要事項を決定することとなるが、日々の具体的な業務への過度な介入など、マイクロマネジメントを行うべきではない。特に、教員や研究者の教育研究上の自由は尊重される必要がある、例えば、個々の研究内容や講義のシラバスの内容などの教学事項については介入すべきではない。

2. 大学の長

- 特定研究大学（仮称）においては、そのミッションを踏まえれば、経営機能と教学機能の大幅な強化を同時に進める必要がある、経営の責任を有する者（大学の長）と教学に責任を負う者（プロボスト）が役割分担することを基本とする。
- その上で、大学の長は、経営的資質を有し、教学担当役員（プロボスト）（後述）や事業財務担当役員（CFO）（後述）と緊密に連携しつつ、大学経営の自律性を高めるための様々な取組を実行し、特定研究大学（仮称）のミッションを達成することが期待される。
- 合議体における長期的な視点での経営戦略の議論を踏まえ、大学の自律的・戦略的な経営を実現するため、大学の長は合議体が選考※する。

※国公立大学のそれぞれの制度の趣旨や特性を踏まえ、具体的な選考方法について、引き続き検討。

3. 教学担当役員（プロボスト）

- 特定研究大学（仮称）においては、そのミッションを踏まえれば、経営機能と教学機能の大幅な強化を同時に進める必要がある、経営の責任を有する者（大学の長）と教学に責任を負う者（プロボスト）が役割分担することを基本とする。
- その上で、教学担当役員（プロボスト）は、大学の教学面に専門性・責任を有し、大学の長のリーダーシップの下、優秀な研究者の獲得や研究環境の整備など教学機能の強化を図り、特定研究大学（仮称）のミッションを達成することが期待される。
- また、教学担当役員（プロボスト）は、期待される役割に鑑み、学校教育法上の学長の職務を行う者とすることも考えられる。

4. 事業財務担当役員（CFO）

- 我が国の大学においては、財務担当理事などをこれまで設置してきたところであるが、特定研究大学（仮称）においては、財務・金融に関する専門性を有する者が経営において重要な役割を果たせるよう、事業財務担当役員（CFO）を設置する。
- 事業財務担当役員（CFO）は、財務戦略の立案・実施に責任を有し、大学の長のリーダーシップの下、大学の財務状況を総合的に把握するとともに、金融市場の動向等を含めた財務・金融に関する専門性を持った職員を統括するなど、多様な財源を確保し継続的な財政基盤の強化を図り、特定研究大学（仮称）のミッションを達成することが期待される。

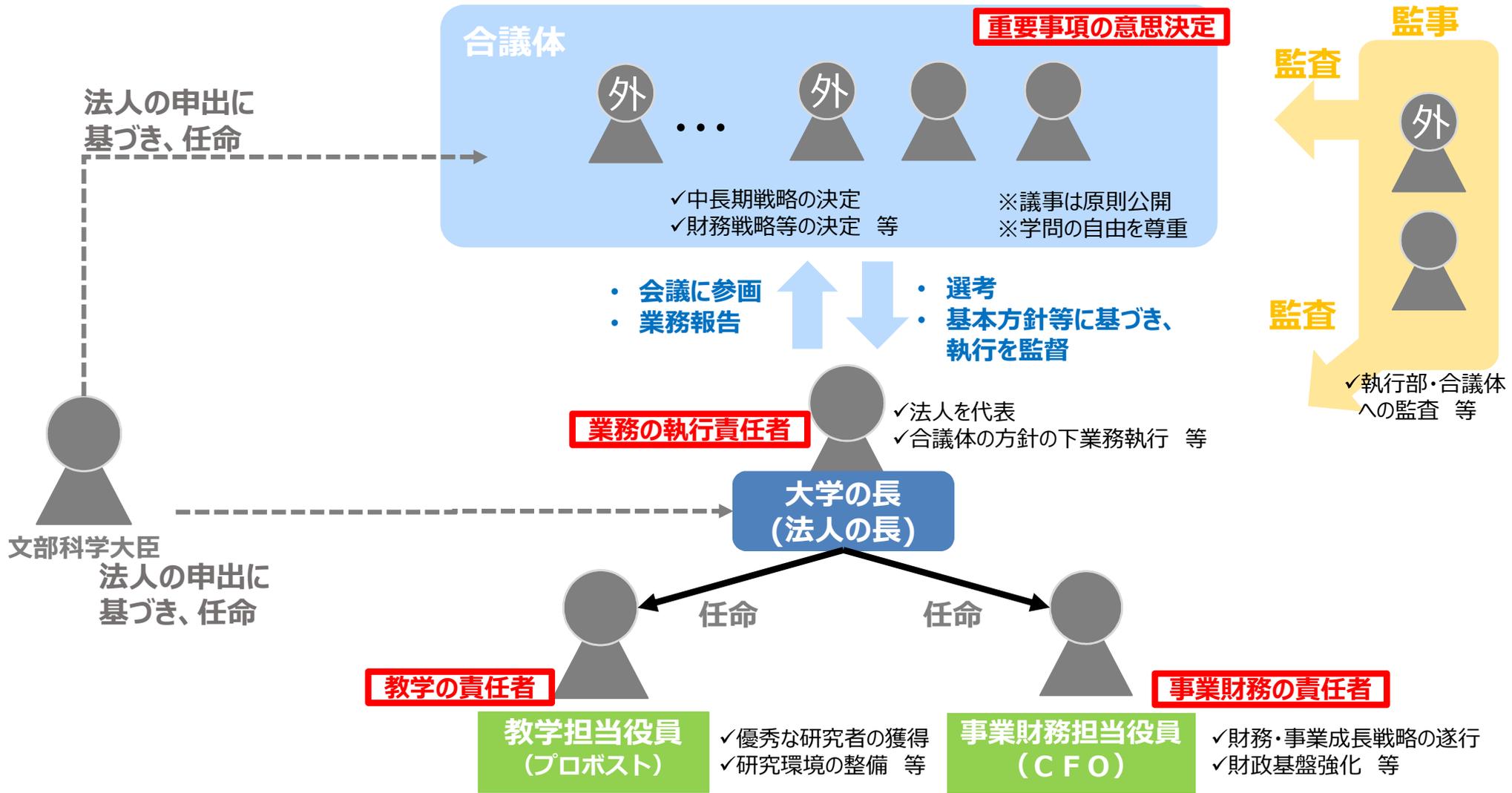
5. 監事

- 特定研究大学（仮称）のミッションの達成に向けては、大学ガバナンス全体として内部監査システムが適切に機能することが重要。
- このため、監事については、合議体とその構成員への監査を行うとともに定期的に合議体の議論に参画し意見を述べるなど、監査機能の強化を図る。

6. その他の重要事項

- 特定研究大学（仮称）におけるガバナンスを構成する要素（合議体、大学の長、教学担当役員（プロボスト）、事業財務担当役員（CFO）等）が、実際の大学現場において有効に機能するためには、優秀な研究支援人材や事務職員の確保・支援・育成とともに、専門性を生かす複線型のキャリアパスの整備が重要。
- 合議体の構成員（候補者含む）の確保・育成も重要であり、その権限と責任を適切に果たすために研修や勉強の場などを設けることも必要。

特定研究大学（仮称）におけるガバナンス（国立大学の場合のイメージ）



※理事・教育研究評議会等はこの図においては省略

※公私立大学については、それぞれの制度の趣旨や特性を踏まえ、具体的な内容について、引き続き検討

特定研究大学（仮称）における合議体の検討状況（国立大学の場合）

論点①：合議体の構成員の人数、求められる要件（属性等）について

（参考）合議体を持つ法人の例

・年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）

人数：委員長、監査委員、それ以外の委員 8 人並びに理事長で組織

要件：経済、金融、資産運用、経営管理その他の業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者

・日本放送協会（NHK）

人数：経営委員会は、委員 1 2 人をもつて組織、委員長 1 人を互選により決定

要件：公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者。教育、文化、科学、産業その他の各分野及び全国各地方が公平に代表されることを考慮。

会議での意見

- ・他国のガバナンスボードは20人程度であり、NHKやGPIFと同様に8～12人では少ないのではないか。
- ・人数が多すぎるのは問題。決まらないし、集まらないし、責任の所在が分からなくなってしまう。
- ・民間の取締役会等を参考にすれば、10人前後で、多くても20人程度ではないか。
- ・合議体のメンバーになる人を育てることが重要。研修等を受けてもらう必要もあるのではないか。

論点②：合議体の構成員の任命・選考について

※国立大学法人法上、大学の自治の観点から、学内の人事に関しては大学の自主的な決定に委ねるため、文部科学大臣による学長の任命は、学長選考会議（学長選考・監察会議）の選考による法人の申出に基づき行うこととなっている。合議体の構成員の任命についても大学が選考を行うこととした場合、選考の主体・方法はどうすべきか。

会議での意見

- ・大学が選考して文部科学省が任命することは問題ない。
- ・合議体のメンバーを選考する際、初回の選考方法と2回目以降の選考方法を別に検討してもいいのではないか。
- ・合議体が自律的に経営責任を持って運営していくのであれば、合議体が後任を選考していくのが普通なのではないか。

特定研究大学（仮称）における合議体の検討状況（国立大学の場合）

論点③：合議体の構成員の任期・改選方法

※CSTI専門調査会中間とりまとめにおいて、「安定的・継続的な経営方針を維持することが望まし」とされていることを踏まえ、合議体の構成員の任期・改選方法をどう考えるか。

（参考）国立大学法人の学長任期は2年以上6年を超えない範囲内で、各法人が定めることとされている。

会議での意見

- ・任期が長すぎるのは問題。行政委員会を参考に、任期を3～5年、再任は2期までとするのが妥当ではないか。
- ・学長の任期との関係から、6年を上限に4～6年が妥当ではないか。
- ・事業継続性の観点から半分又は1/4毎に改選するという方法もあるのではないか。

論点④：合議体において議論されるべき事項

（参考）国立大学法人において学長は、以下の事項について決定しようとするときには役員会の議を経る必要がある。

- 一 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項
- 二 国立大学法人法の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項（大学総括理事の任命、解任を除く。）
- 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 四 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- 五 その他役員会が定める重要事項

会議での意見

- ・合議体というのは経営責任を負って執行機関を監督する機関であるので経営に関する重要事項や方針の決定権を持つのは当然。
- ・学長と敵対する立場ではなく学長とともに歩んでいく立場であるということを出していく必要があるのではないか。
- ・マイクロマネジメントまで口出しすべきではないが、合議体は経営戦略や資源の配分等の役割を担うので、結果として、学部・研究科のポートフォリオが変わるようなことは想定される。

※今回の会議での御意見を踏まえて、引き続き法制的な整理を行う。

指定・モニタリング・評価について

（1）指定・支援

- 特定研究大学制度（仮称）に係る基本方針を、C S T Iや関係行政機関と協力し、文部科学大臣が策定。
- 基本方針に基づき、「世界と伍する研究大学」にふさわしいポテンシャルを有すると認められる大学を、C S T Iの意見を聴いた上で、文部科学大臣が指定。
- 指定された大学に対して、大学ファンドからの支援を行うとともに、大学独自基金（Endowment）の充実など、大学が経営の自律性を高めるために必要な特別の措置を講じる。

（2）モニタリング・評価

- 特定研究大学（仮称）への国の関与の仕組み（アドバイザリーボード（仮称）の設置など）を構築し、大学の健全な経営、ミッションの達成などを確保。
- 文部科学省が、C S T Iと連携しつつ、モニタリング・評価を実施。
- 高い自律性と厳しい結果責任を求めるべく、コミットメント（「事業成長」及び「研究力」に係る定量的なアウトカム指標の目標値）の達成状況（結果）を客観的指標に基づいて行うことを主眼とする。
- モニタリング・評価に当たっては、既存の評価制度との関係を整理し、合理化・簡素化を図る。併せて、大学から規制緩和を提案する機会を設けるなど、双方向性を持った形で行う。
- 指定の取消し、ファンドによる支援の打切りや減額については、大学の活動内容のプロセスを問うのではなく、支援を受けるに当たって求めたコミットメント（「事業成長」及び「研究力」に係る定量的なアウトカム指標の目標値）が一定期間連続して達成されない場合など、結果責任を問う形とする。

※具体的な評価の周期については、既存の評価制度との関係の整理も踏まえ、引き続き検討を行う。

(1) 特定研究大学 (仮称) の指定・支援

- **WPIの各拠点は卓越した研究成果を輩出しているものの、大学全体への波及効果が限定的**
⇒ 大学内の一部の拠点到留まらず、大学全体として、**世界トップクラスの研究者が結集できるだけの規模 (Critical Mass)**とそれを支える**事務局・研究支援体制** (学内外からの優秀な人材の確保やグローバル化する覚悟) が必要ではないか。また、国際頭脳循環のハブとして、英語を公用語とする**国際的な研究環境を実現**し、世界中から意欲ある優秀な人材を引き付ける魅力的な場を形成することで、互いに刺激し合い、これまでにない新たな発想が次々と生まれる環境を整備することが重要ではないか。
- **持続的な成長を可能とする取組も見られるが、WPIの支援期間終了後の発展可能性が不透明**
⇒ 大学として、**知の適切な価値付け**や**多様なステークホルダーとの対話**を通じて、国内外からの安定的な寄附の獲得や、企業等との長期的な包括連携契約の締結などを促進し、外部資金の獲得拡大を図る必要。また、利益相反やリスク管理も含めた**マネジメントの高度化**に加え、**大学独自基金を充実**することにより、**財政基盤の強化**と**運営の自律化**を図ることが重要ではないか。
- **WPIの各拠点は様々な取組により、若手研究者の活躍を促進**
⇒ Critical Massの世界トップクラスの研究者により育成され、新領域開拓に挑戦する若手研究者には、グローバルな経験や流動性の確保が不可欠である。そのため、**国際公募を原則**とし、国内外のレビューアーの参画等による**厳格な評価に基づくテニユアトラック制度を徹底**すべきではないか。その際、安定的で自由度が高いスタートアップ経費の措置や共用設備の提供等を通じて、若手研究者が研究に専念し、切磋琢磨できる環境を整備すべきではないか。

➤ WPIの各拠点は博士課程学生の位置付けを明確化

⇒ 博士課程学生を研究グループの主要メンバーと位置付け、欧米水準のRA制度等の処遇を充実し、独創性・自主性を涵養することが重要ではないか。魅力的な教育研究環境を実現し、英語を公用語として言語の壁をなくすことにより、**世界トップクラスの多様な学生**を呼び込むべきではないか。博士課程を世界標準にすることにより、Critical Massの研究者を再生産する教育研究システムを構築し、世界トップクラスのサイエンスの持続的成長につなげることが必要ではないか。

(2) 特定研究大学 (仮称) のモニタリング・評価

➤ 「世界と伍する研究大学」に求められるフォローアップ体制

⇒WPIにおけるフォローアップは、プログラム委員会の下、各拠点ごとに作業部会を設置し、毎年、現地視察が実施されるが、「世界と伍する研究大学」においては、高度な自律性を求める観点から、プロボストの下、**自律的な体制整備**を求めることとし、国の「アドバイザーボード (仮称)」はコミットメントの達成状況 (結果) を客観的指標に基づいて行うことを主眼としてはどうか。

規制緩和等について

特定研究大学（仮称）に係る規制緩和事項

1. 国公私共通の規制緩和事項

- (1) 認証評価の特例
- (2) 教育組織の新設改廃や定員設定についての国の関与や評価との関係

2. 国立大学における規制緩和事項

- (1) 基金への積み立てを可能とする仕組みの創設
- (2) 授業料の設定の柔軟化
- (3) 長期借入や債券の発行要件の緩和
- (4) 大学所有資産の活用における認可の緩和
- (5) 資産運用を主目的とする子会社の設置等を可能とする出資対象の拡大

特定研究大学（仮称）に係る規制緩和事項

- 大学が経営の自律性を高めていくために必要な措置、という観点から検討を実施。
- 下記以外の事項についても、関係者からのヒアリングや意見交換等を通じて引き続き必要な対応を検討するとともに、大学から規制緩和を提案する機会を設けるなど、必要な環境整備も行う。また、運用面で事実上の規制扱いとなっている事項についても、関係者との丁寧なコミュニケーション・情報発信等通じて、対応を進める。
- 評価に係る項目については、既存の評価制度との関係の整理も踏まえ、引き続き検討を行う。

1. 国公私共通の規制緩和事項

	事項	規制緩和の方向性	留意事項
1 - (1)	認証評価の特例	特定研究大学（仮称）について、当該大学が教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証）を有しているかどうかを確認することなどにより、認証評価を簡素化することを検討	大学の質保証の観点からは認証評価で確認されている内容が確認される仕組みとなるよう留意が必要。
1 - (2)	教育組織の新設改廃や定員設定についての国の関与・評価	<ul style="list-style-type: none">• (1) の認証評価の特例の議論と合わせて、大学院における定員の取扱いについて検討• 国立大学法人評価における、大学院における定員の取扱いについて特定研究大学（仮称）設置法人の法人評価の議論と合わせて検討	<ul style="list-style-type: none">• 大学院における定員の取扱いは、各大学自らの手で教育研究組織の適切な運営が行われていること、大学全体として自ら学位の質を担保する内部質保証が機能していること、必要な研究指導教員等が確保できていることが担保される必要があることに留意する。• 学位の分野や種類の変更を伴う設置や学部の収容定員変更に関する手続きの改善、定員超過に伴う認可制限の在り方の見直しについては、特定研究大学に限らず、中央教育審議会大学分科会において検討されているところ。

特定研究大学（仮称）に係る規制緩和事項

2. 国立大学における規制緩和事項

	事項	規制緩和の方向性	留意事項
2 - (1)	基金への積み立てを可能とする仕組みの創設	中期目標期間を超えて長期にわたって運用することが可能な制度を検討	法律改正に合わせた会計制度の整備も必要。
2 - (2)	授業料の設定の柔軟化	特定研究大学（仮称）の学部及び大学院であって、追加的な費用を要する特に高度な教育研究プログラムを提供する場合など、その必要性について対外的に理解を得ることができる特別の事情がある場合に、授業料の設定の範囲をより弾力化できるようにすることを検討	授業料水準に係る国の一定の関与が必要とされる現行の制度趣旨を踏まえてなお、授業料の上限を弾力化する理由はあるか。 経済条件により教育機会に制限がかかる懸念があることについてどう考えるか。
2 - (3)	長期借入や債券の発行要件の緩和	現在の制度において対象となっている土地・施設等以外で、投資効果が将来に渡って裨益するようなもので、多額のイニシャルコストが必要となる対象への長期借入や債券の発行について、大学の具体的なニーズに応じて制度改正を検討	償還期間について、現行制度の上限である40年を超えて投資の効果が裨益するようなものとしてはどのようなものが考えられるか。また、その期間は対象ごとにどの程度か。
2 - (4)	大学所有資産の活用における認可の緩和	特定研究大学（仮称）については、例えば文部科学大臣の認可を不要とし、予め基準を示した上で、届出制とすることを検討	—
2 - (5)	資産運用を主目的とする子会社の設置等を可能とする出資対象の拡大	国立大学が、業務として子会社を設置し、資産運用を可能とさせる場合には、その業務が市場では代替できず、民業を圧迫しないものである必要があり、そのようなものについてニーズがあれば、制度化を検討 その他の国立大学による出資についても、具体的なニーズを踏まえて制度化を検討	令和3年のJST法の改正により、国立大学単独での運用と比べ効果的な運用が見込まれるJSTに寄託金勘定を設けたばかりである。 これまで国立大学による出資については、事業としての成熟性と安定性が見込まれるものを対象としてきている。

※公立大学については、国立大学での議論等を踏まえて検討する。

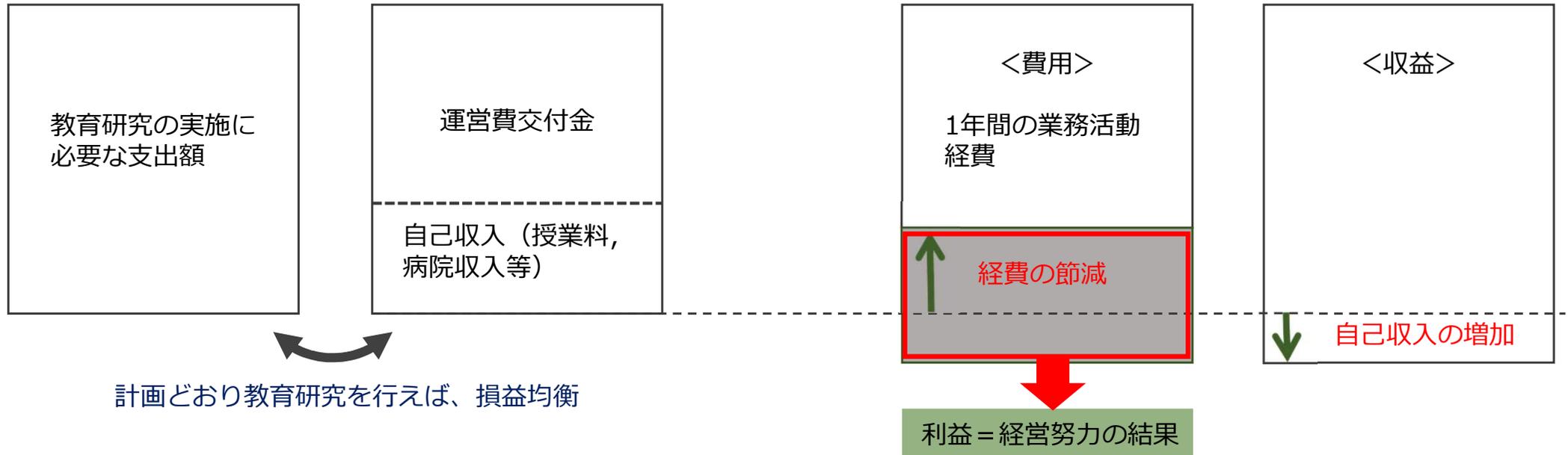
特定研究大学（仮称）に係る規制緩和事項

2. 国立大学における規制緩和事項

（1）基金への積み立てを可能とする仕組みの創設

目的積立金の承認

行うべき事業を予定通り行った上で、剰余金が生じた時は、国立大学法人の業務運営の効率化の結果とし、国立大学法人が行うべき事業を行ったことを立証することにより、文部科学大臣が原則として承認（経営努力認定）を行う取扱。承認（経営努力認定）を受けたものは、目的積立金として計上し、中期計画で定めた用途の範囲内において使用することができる。



→ 中期目標期間の繰り越しには文部科学大臣の承認が必要

会計基準上、期中の時点で、将来の支出に備えて戦略的に自らが稼いだ資金を積み立てることを前提とした仕組みとなっていない。

- 今後継続的な事業成長が見込まれる特定研究大学（仮称）については、中期目標期間を超える繰越承認の手続きを簡素化した基金（仮称）を設けるなど、中期目標期間を超えて長期にわたって運用することが可能な制度を検討する。【法律事項】
- また、その制度の導入に当たり、必要な会計制度の整備を検討する。【省令事項】

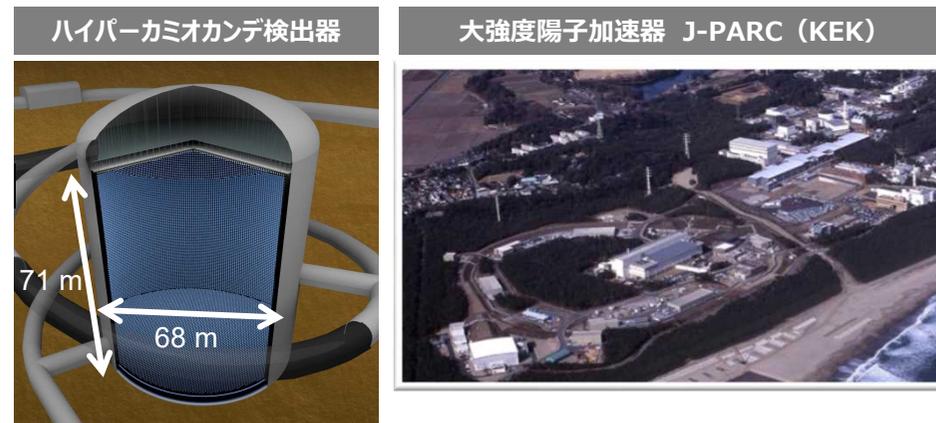
特定研究大学（仮称）に係る規制緩和事項

2. 国立大学における規制緩和事項 (3) 長期借入や債券の発行要件の緩和

■ 国立大学法人東京大学における債券発行事例

項目	概要
債券の名称	第1回国立大学法人東京大学債券 (ソーシャルボンド、愛称：東京大学FSI債)
年限	40年
発行額	200億円
払込日/発行日	令和2年10月16日(金)
償還日	令和42年3月19日(金)
取得格付	AA+ (R&I) / AAA (JCR)

ハイパーカミオカンデ計画〔2027年観測開始予定〕



東京大学アタカマ天文台（TAO）計画〔2021年観測開始予定〕

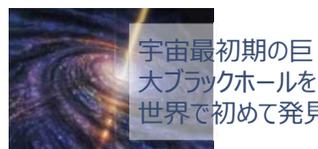
光赤外線望遠鏡TAO

- 先端技術を用いた口径6.5m望遠鏡
- 広視野近赤外線カメラ「すばる」を凌ぐサーベイ能力
- 高解像度中間赤外線カメラで世界唯一の30μm観測
- 地上最高標高となる5,640mに設置



研究課題の探求

- ✓ 巨大ブラックホール 誕生の謎の解明
- ✓ 惑星誕生の謎の解明



大学教育への貢献

- ✓ 大学院生の博士論文課題
- ✓ 次世代を担う若手の育成

期待される成果

特定研究大学（仮称）に係る規制緩和事項

2. 国立大学における規制緩和事項

（3）長期借入や債券の発行要件の緩和

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和2年6月） 概要

- 現在は、償還確実性の観点から、長期借入金の借入れ・債券発行の対象を附属病院、施設移転、宿舎、産学連携施設等に要する土地の取得等に限定し、その償還財源は当該土地等による収入を充てることを基本としている
- 今回の改正により、国立大学法人等が行うことができる長期借入金の借入れ・債券発行の対象事業及び償還財源として、以下を追加

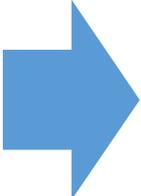
対象事業：国立大学等における先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等

償還財源：当該土地、施設又は整備を用いて行われる業務に係る収入、国立大学法人等の業務上の余裕金

※ 業務上の余裕金…寄附金、動産又は不動産の使用又は収益など

※ 大臣の認可に際しては、収支状況、規模・投資余力、安定性等を総合的に評価し、法人組織全体としての財務の健全性を支える組織体制等も基準とする。また、専門的知見を有する外部有識者による委員会を設置し、意見聴取を行う。

- これにより、先端的な教育研究活動の展開を実現し、我が国の国立大学等における教育研究機能の二層の向上を図る

- 
- 現在の制度において対象となっている土地・施設等以外で、投資効果が将来に渡って裨益するようなもので、多額のイニシャルコストが必要となる対象への長期借入や債券の発行について、大学の具体的なニーズに応じて制度改正を検討する。【法律・政令・省令事項】

特定研究大学（仮称）に係る規制緩和事項

2. 国立大学における規制緩和事項

（4）大学所有資産の活用における認可の緩和

<東京医科歯科大学（平成31年3月28日認可）>

（活用前）

宿泊施設として使用していたが建物設備等の老朽化が著しいため、廃止し、暫定的に研究資料の保管場所として使用していたが、保管場所を移設することとしたため、使用していない。

（活用例）

第三者に土地を貸付け、民間収益施設を建設・運営（貸付期間60年）

※ 借地借家法第22条に規定する一般定期借地権設定契約



<京都大学（平成31年3月28日認可）>

（活用前）

農学研究科の実験圃場であったが、研究が終了し当面使用の予定はない。



（活用例）

第三者が再生可能エネルギーによる発電事業を企画・運用（貸付期間約20年）



- 特定研究大学（仮称）については、例えば文部科学大臣の認可を不要とし、予め基準を示した上で、届出制とすることを検討。【法律事項】

(参考) 科学技術・学術審議会 大学研究力強化委員会の設置について

1. 設置趣旨

科学技術イノベーションの源泉となる大学等の研究力強化を図るため、大学等における科学技術に関する研究開発に関する重要事項について、幅広い観点から調査検討を行う。※令和3年10月13日、[科学技術・学術審議会に「大学研究力強化委員会」を設置](#)。

(参考)「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)

○大学の研究力強化を図るため、2021年度から、文部科学省における組織・体制の見直し・強化を進め、第6期基本計画期間中を通じて、[国公立大学の研究人材、資金、環境等に係る施策を戦略的かつ総合的に推進](#)する。

2. 委員一覧

相原道子	横浜市立大学長	林隆之	政策研究大学院大学教授
伊藤公平	慶應義塾長	福間剛士	金沢大学ナノ生命科学研究所所長・教授
受田浩之	高知大学理事・副学長	藤井輝夫	東京大学総長
◎大野英男	東北大学総長	柳原直人	富士フイルム株式会社取締役常務執行役員、 バイオサイエンス&エンジニアリング研究所長、 知的財産本部管掌
○梶原ゆみ子	富士通株式会社執行役員常務	山本佳世子	株式会社日刊工業新聞社論説委員兼編集委員
片田江舞子	株式会社東京大学エッジキャピタルパートナー	山本進一	豊橋技術科学大学理事・副学長
小長谷有紀	独立行政法人日本学術振興会監事	吉田和弘	岐阜大学医学部附属病院長
小林弘祐	学校法人北里研究所理事長		
新福洋子	広島大学大学院国際保健看護学教授		
高橋真木子	金沢工業大学大学院 イノベーションマネジメント研究科教授		

◎：主査、○：主査代理

(50音順、敬称略)

3. 第1回会議

○12月1日、第1回会議を開催。冒頭、田中副大臣から、「『[多様な研究大学群の形成](#)』に向けて、大学の強みや特色を伸ばし、研究力や地域の中核としての機能を強化する上で必要な取組や支援策など、幅広い観点から議論を行っていただきたい」と挨拶。

○会議では、委員から大学の研究力向上に向けた本質的な課題に関する問題提起や、大学を中核とした好循環を生み出すための具体的な好事例の紹介など、活発な議論。今後、課題解決のための方策等の議論を深め、我が国全体の研究力強化に向けた具体的な取組を加速していく予定。



【冒頭挨拶】田中副大臣

【参考】第1回会議の様子